

公募型プロポーザル方式により委託業務の受託者を選定するので、次のとおり公告する。

令和6年6月12日

奈良県知事 山下 真

1 業務概要

(1) 業務名

はじまりの奈良で学ぶ 親子食と農の伝統文化セミナー開催業務

(2) 業務の目的

日本の多様な食文化を生み出すきっかけとなった奈良県で、子どもを主な対象とした食文化や伝統文化について体験を通して学ぶセミナーおよび体験教室を開催し、伝統文化への関心を高め、郷土への誇りや愛着を深める機会とする。

(3) 業務内容

- ①奈良の農・食・伝統文化を学ぶキックオフセミナーの開催
- ②奈良の食と農の体験教室の実施

(4) 業務の仕様等

業務の仕様については、別途配布する「はじまりの奈良で学ぶ 親子食と農の伝統文化セミナー開催業務 業務説明書」（以下「業務説明書」という。）による。

(5) 履行期間

契約締結の日から令和7年2月12日（水）まで

(6) 委託上限額

3,000,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

2 参加資格

(1) この委託事業における受託者募集に参加できる者は、業務の趣旨を十分に理解し、円滑に遂行できる事業者とし、次に掲げる要件の全てを満たす者とする。

- ①物品購入等に係る競争入札の参加資格等に関する規程（平成7年12月27日奈良県告示425号）による競争入札参加有資格者のうち、営業種目Q5（広告・イベント業務）又はQ7（諸サービス）で登録している者であること。なお、新たに入札資格を得ようとする者は、提案書の提出時まで資格者の登録申請を終えていることを条件とする。
- ②平成31年4月1日から公告日までに、国、地方公共団体または民間企業等から子どもや親子を主な対象とした食や農に関する講習やイベント、または伝統文化や郷土料理等に関するイベント等を実施した実績を有する者（共同事業体等の構成員としての実績を有する場合も可）であること。
- ③奈良県物品購入等の契約に係る入札参加停止等措置要領による入札参加停止措置を受けていないこと。
- ④地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ⑤民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て、又は破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の申立てが行われている者でないこと。
- ⑥役員に法律行為を行う能力を有しない者、破産者で復権を得ない者及び禁固以上の刑に処

せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者がいる法人でないこと。

- ⑦役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員と同等の責任を有する者、個人にあってはその者及び支配人並びに支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）でないこと。
- ⑧暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していないこと。
- ⑨役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していないこと。
- ⑩役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していないこと。
- ⑪役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。

3 失格事項

(1) 応募者が次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- ①参加資格に定めた資格が備わっていないとき。
- ②複数の提案書等を提出したとき。
- ③提出のあった提案書等が様式及び記載上の注意事項に示された内容に適合せず、その補正に応じないとき。
- ④提出書類に虚偽又は不正があったとき。
- ⑤提案書等提出期限までに所定の書類が整わなかったとき。
- ⑥そのほか不正な行為があったとき。

4 手続等

(1) 担当部署（書類の提出先及び問い合わせ先）

奈良県 食農部 豊かな食と農の振興課 美味しい奈良・賑わいづくり推進係
所在地 〒630-8501 奈良市登大路町 30 番地
TEL 0742-27-7401、FAX 0742-26-6211

(2) 業務説明書の配布

令和6年6月12日（水）から6月28日（金）午後5時までの間に、4-（1）の担当部署または奈良県豊かな食と農の振興課ホームページから入手するものとする。

ただし、担当部署における配布は、午前9時から正午まで、午後1時から午後5時までとし、奈良県の休日を定める条例（平成元年3月31日奈良県条例第32号）第1条に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く。

(3) 参加表明書の提出

① 提出期限

令和6年6月18日（火）の午後5時まで

ただし、受付は午前9時から正午まで、午後1時から午後5時までとし、県の休日を除く。

② 提出先

4-（1）の担当部署

③ 提出物および提出部数

- ・様式1-1 参加表明書……1部
- ・様式1-2 企業概要……1部
- ・様式1-3 業務実績……1部

④ 提出方法

持参または郵送

※郵送の場合は簡易書留等の確実な方法によるものとし、提出期限必着とする。

(4) 提案書の提出

① 提出期限

令和6年6月28日(金)の午後5時まで

ただし、受付は午前9時から正午まで、午後1時から午後5時までとし、県の休日を除く。

② 提出先

4-(1)の担当部署

③ 提出物および提出部数

- ・様式2-1 提案書の提出について…2部
- ・様式2-2 実施体制……………2部
- ・様式2-3 提案書……………2部
- ・見積書(任意様式)……………2部

④ 提出方法

持参または郵送

※郵送の場合は簡易書留等の確実な方法によるものとし、提出期限必着とする。

(5) 質問の受付

業務説明書に示すところによる。

(6) プレゼンテーションおよびヒアリング審査

業務説明書に示すところによる。

(7) 留意事項

業務説明書に示すところによる。

5 受託者の特定

提案書を評価基準により審査し、最も高い評価を得た事業者を受託者として特定する。

6 契約の締結

5により特定された者と契約締結の交渉を行う。契約交渉が不調のときは、5により順位付けされた提案者の上位の者から順に契約締結の交渉を行う。

7 その他

(1) この公募型プロポーザルへの参加に係る経費は、事業者の負担とする。

(2) 提出物は返却しない。

(3) 受託者が本業務を履行する際は、関係法令を遵守すること。

(4) その他、詳細は業務説明書によるものとする。